

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成13年分）

(1)	利子所得（源泉分離）	15%	
(2)	配当所得		
	① 株式等		
	イ 総合課税分	20%	
	ロ 源泉分離分	35%	
	ハ 確定申告不要分	20%	
	② 証券投資信託の収益の分配（源泉分離）	15%	
(3)	割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は16%）	
(4)	上場株式等の譲渡所得等（源泉分離）	20%	
	（平成元年4月1日以降適用）		
(5)	給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額（略）	
(6)	退職所得		
	イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合		
	「退職所得の源泉徴収税額表」	（略）	
	ロ 無申告の場合	20%	
(7)	報酬・料 金 等		
	イ 原稿料等（所得税法第204条1号）	1回の支払金額 100万円までの部分	10%
	弁護士、税理士等（同条2号）		
	職業野球選手、騎手等（同条4号）	1回の支払金額 100万円超の部分	20%
	芸能等についての出演、演出等（同条5号）		
	契約金（同条7号）		
	ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条2号）	1回の支払金額1万円超 職業拳闘家（同条4号） 1回の支払金額5万円超 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号） 月中の支払金額12万円超 バーキャバレーのホステス（同条6号） （5千円×日数）を超える額 広告宣伝の賞金（同条8号） 1回の支払金額50万円超 競馬の馬主が受ける賞金（同条8号） （賞金額の20%+60万円）を超える額	10%
	1回の支払金額1万円超		
	職業拳闘家（同条4号）		
	1回の支払金額5万円超		
	外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号）		
	月中の支払金額12万円超		
	バーキャバレーのホステス（同条6号）		
	（5千円×日数）を超える額		
	広告宣伝の賞金（同条8号）		
	1回の支払金額50万円超		
	競馬の馬主が受ける賞金（同条8号）		
	（賞金額の20%+60万円）を超える額		
	ハ 診療報酬（同条3号）＝ 月分の支払金額20万円超		10%
	ニ 公的年金等（所得税法第203条の2）		
	（（公的年金等の支払額）－（控除額））		10%
	ホ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）		
	（支払年金の額－その年金の額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円を超えるもの		10%
	ヘ 芸能法人（所得税法第174条）		10%

3-1 課税状況

(1) 課税状況

種類 \ 区分	本税額	不納付加算税	重加算税	計
	千円	千円	千円	千円
利子所得	13,447,049	106	—	13,447,155
配当所得	2,265,268	3,649	—	2,268,917
上場株式等の譲渡所得等	167,058	—	—	167,058
給与所得	47,962,805	87,672	3,362	48,053,839
退職所得	1,875,668	1,325	—	1,876,993
報酬・料金等	4,061,011	5,964	—	4,066,975
非居住者等	296,186	1,509	—	297,695
計	70,075,045	100,225	3,362	70,178,632

調査対象等：平成13年分について、平成13年2月から平成14年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額と加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

種類 \ 年度	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等	非居住者等	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9	3,246,830	1,254,414	171,121	58,229,702	1,663,620	4,468,819	250,984	69,285,490
10	2,933,088	1,276,443	142,574	46,153,631	1,595,881	4,127,539	334,310	56,563,466
11	2,750,700	1,328,080	502,981	48,147,940	1,798,037	4,190,064	286,941	59,004,743
12	7,287,564	1,185,687	406,254	47,589,474	1,815,963	4,173,638	254,617	62,713,197
13	13,447,049	2,265,268	167,058	47,962,805	1,875,668	4,061,011	296,186	70,075,045

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	14,275	2,137	2,032
社 債	37,410	5,619	1,176
預 貯 金	78,092,615	11,693,567	18,110,183
郵便貯金			
銀行預金	9,163,291	1,367,790	1,885,907
銀行以外の金融機関の預金利子	1,433,474	217,592	580,757
勤務先預金の利子	391,629	58,736	10
合同運用信託の収益の分配	317,720	47,860	35,292
公社債投資信託の収益の分配	—	—	—
小 計	89,450,414	13,393,301	20,615,357
定期積金の給付補てん金等	343,446	51,517	—
匿名組合契約等に基づく利益	13,952	2,231	—
の分配、生命保険等の差益			
割引債の償還差益	—	—	—
計	89,807,812	13,447,049	20,615,357

調査対象等：この表は、平成13年2月1日から平成14年1月31日までに利子等の支払者から提出された「利子等の所
(注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の

の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。

2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措
に規定する非課税分である。

3 「一般分の支払金額」の「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法41条の12（償還差益に対

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第
財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配	94,347	11,251,415	2,250,283	452	236,531
証券投資信託の収益の分配及び	—	57	9	—	—
特定株式投資信託の収益の分配	—			—	
計	—	11,251,472	2,250,292	—	236,531

調査対象等：この表は、配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払
収決定額に基づいて作成した。

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	千円	
4	16,311	2,137	公 債
10,129	48,715	5,619	社 債
89,805	96,292,603	11,693,567	預 貯 金 { 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤 務 先 預 金 の 利 子
4,247,145	15,296,343	1,367,790	
2,279,628	4,293,859	217,592	
—	391,639	58,736	
59,014	412,026	47,860	合同運用信託の収益の分配
—	—	—	公社債投資信託の収益の分配
6,685,725	116,751,496	13,393,301	小 計
65,068	408,514	51,517	定期積金の給付補てん金等
—	13,952	2,231	匿名組合契約等に基づく利益
—	—	—	の分配、生命保険等の差益
6,750,793	117,173,962	13,447,049	割 引 債 の 償 還 差 益
			計

得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

ほか、租税特別措置法第4条（老人等少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等

置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等

扱課税は個人のみが適用を認められている。

する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれる。

10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	人	千円	
358	42,737	14,958	11,530,683	2,265,241	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配
—	120	18	177	27	証券投資信託の収益の分配及び
—	42,857	14,976	11,530,860	2,265,268	特定株式投資信託の収益の分配
					計

調書）、及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴

源泉所得税

(5) 給与所得・退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁			そ の 他			合 計		
		人 員	支払金額	源泉徴収 税 額	人 員	支払金額	源泉徴収 税 額	人 員	支払金額	源泉徴収 税 額
給 与 所 得	俸給・給与等	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
	日雇労働者の賃金	88,383	414,844,670	20,317,691	311,468	922,882,840	27,471,136	399,851	1,337,727,511	47,788,827
	計		787,135	19,525		8,744,884	154,453		9,532,019	173,978
退職所得		4,439	46,274,553	1,103,029	3,732	24,880,700	772,639	8,171	71,155,254	1,875,668
給与所得と退職所得の合計			461,906,359	21,440,245		956,508,424	28,398,228		1,418,414,784	49,838,473
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成13年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」、平成13年2月1日から平成14年1月31日までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収続きを猶予すること。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の課税状況

区 分			人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	法 第 204 条 該 当		人	千円	千円
		原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	30,704	2,330,760	254,959
		弁護士、税理士等の報酬又は料金	18,660	12,415,004	1,257,724
		診 療 報 酬	1,140	20,554,888	1,815,578
		職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	4,882	4,900,628	379,143
		芸能等についての出演料の報酬又は料金	1,338	1,307,576	142,137
		バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	250	1,579,220	85,022
		契 約 金 ・ 賞 金	170	111,782	10,711
		小 計	57,144	43,199,858	3,945,274
	法第203条の2該当	公 的 年 金 等	9,597	8,946,786	81,916
法第207条該当	生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	9,797	3,988,735	4,074	
法第174条該当	芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	68	315,795	29,748	
計			76,606	56,451,174	4,061,011
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の			—	—	—

調査対象等：平成13年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成14年4月までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」、平成13年2月から平成14年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

(7) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
上場株式等の譲渡所得等の		
信用取引等	124,210	24,842
転換社債等	14,690	2,938
その他上場株式等	696,390	139,278
計	835,290	167,058

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(8) 非居住者等の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額
		課 税 分	非課税又は 免税分	総 額	
		千円	千円	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	—	1,305	—	1,305	137
利益又は利益の配 当・剰余金の分配・ 基金利息の 分配	一般 分	258	136,176		21,755
	源泉分離選択課税適用分	—	—		—
	計	258	136,176	41,474	21,755
匿名組合契約等に基づく収益の分配	—	—	—	—	—
給 料 賞 与 等	188	251,063	5,705	256,768	50,190
退 職 所 得	—	—	—	—	—
役 務 の 報 酬	27	9,776	—	9,776	1,849
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価	—	—	—	—	—
著 作 権 の 使 用 料 又はその譲渡による対価	—	—	—	—	—
貸 付 金 の 利 子	—	—	—	—	—
不動産・採石権の貸付・租鉱権の設定 又は航空機・船舶の貸付による所得	238	762,033	—	762,033	152,407
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	49	698,481	—	698,481	69,848
機 械 等 の 使 用 料	—	—	—	—	—
人的役務提供事業の対価	—	—	—	—	—
生命保険契約等に基づく年金	—	—	—	—	—
賞 金	—	—	—	—	—
合 計	—	1,858,834	47,179	1,906,013	296,186

調査対象等：平成13年分の非居住者等の源泉所得税について、平成14年4月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」、平成13年2月から平成14年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債・預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

署名	所得区分	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料 金等所得	非居住者 等所得	計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
那 覇		12,357,629	895,552	140,056	23,650,250	1,320,071	3,017,464	162,878	41,543,900
平 良		40,745	10,921	—	1,274,273	12,682	33,817	—	1,372,438
石 垣		51,659	10,330	—	1,110,262	6,958	36,355	352	1,215,916
北 那 覇		347,093	945,331	10,785	10,759,808	299,795	566,797	23,550	12,953,159
名 護		135,498	20,912	—	2,719,121	25,289	100,269	21,511	3,022,600
沖 縄		514,425	382,222	16,217	8,449,091	210,873	306,309	87,895	9,967,032
計		13,447,049	2,265,268	167,058	47,962,805	1,875,668	4,061,011	296,186	70,075,045

調査対象等：各税務署の課税状況について、平成13年2月から平成14年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

(平成14年6月30日現在)

署名	区分	利子所得	配当所得	給与所得	報酬・料金等	非居住者等
		件	件	件	件	件
那 覇		146	241	7,136	5,492	37
平 良		12	13	906	450	—
石 垣		14	21	859	442	2
北 那 覇		90	280	4,855	3,879	19
名 護		42	28	1,532	1,037	13
沖 縄		115	122	5,168	3,871	41
計		419	705	20,456	15,171	112

3-2 民間給与実態統計調査結果（抜粋）

民間給与実態統計調査の説明

1 この3-2における表は、平成13年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、沖縄国税事務所管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国より大きくなることに留意すること。

なお、この調査結果の詳細については、「平成13年分税務統計から見た民間給与の実態」（平成14年9月刊行）を参照されたい。

2 調査の対象は、平成13年12月31日現在の給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）であるが、次のものは調査対象から除外した。

① 労働した日又は時間によって給与の全額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者 ② 公務員 ③ 公団、公庫等の職員 ④ すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

3 標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階から成っている。

(1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、沖縄国税事務所総務課から調査票を送付した。

(2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

（参考）事業所の従事員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区分 階層	事務所の従事員 数等の区分	全体としての事業 所の抽出率 ①	事業所における給 与所得者の抽出率 ②	全体としての給与 所得者の抽出率 ① × ②
	人			
第1層	1～9	1/400	1/1	1/400
第2層	10～29	1/200	1/2	1/400
第3層	30～99	1/60	1/5	1/300
第4層	100～499	1/15	1/20	1/300
第5層	500～999	1/3	1/50	1/150
第6層	1,000～4,999	1/1	1/100	1/100
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200
第8層	本社	1/1	1/10	1/10

（注）「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

規模別・業種別給与所得者数及び平均給与額

区 分		年間月平均 給与所得者数	うち 1 年 勤 続 者	
			給与所得者数	平均給与額
企 業 規 模 別		人	人	千円
個 人		22,629	16,815	2,817
法 人 (資本階級別)	2,000万円未満	42,888	35,312	3,236
	2,000万円以上	53,654	49,827	3,469
	5,000万円 〃	19,624	16,871	2,912
	1 億 円 〃	17,414	13,326	2,772
	10億円 〃	25,532	24,481	3,821
そ の 他 の 法 人		138,164	113,115	3,196
合 計		319,905	269,747	3,246
事 業 所 規 模 別				
10 人 未 満		46,004	32,611	2,676
10 人 以 上		69,295	66,881	3,404
30 人 〃		86,746	71,654	3,049
100 人 〃		75,747	61,043	3,446
500 人 〃		18,495	17,262	3,547
1,000人 〃		17,981	15,296	3,553
5,000人 〃		5,637	5,000	3,253
合 計		319,905	269,747	3,246
業 種 別				
建 設 業		46,695	45,214	3,607
繊 維 工 業		1,746	1,034	2,536
化 学 工 業		336	310	8,164
金 属 機 械 工 業		—	—	—
そ の 他 の 製 造 業		23,466	21,457	3,546
卸 小 売 業		63,811	51,084	2,784
金 融 保 険 ・ 不 動 産 業		21,608	17,148	3,588
運 輸 通 信 公 益 事 業		28,750	23,284	3,392
サ ー ビ ス 業		133,493	110,216	3,162
農 林 水 産 ・ 鉱 業		—	—	—
合 計		319,905	269,747	3,246